

特別支援教育関連ニュース

2018年3・4月号 VOL.2,NO2)

日本作業療法士協会 制度対策部 障害保健福祉対策委員会 発達障害児支援班

● 特別支援教育に関する人材育成研修の後方支援の企画について

これまでも情報交換会やこのニュースにおいて紹介をしてきました「学校を理解して支援ができる作業療法士の育成研修会」ですが、新年度は士会での開催をお願いしまして、私たち協会としてはその後方支援を行う計画でいます。開催を計画してくださる士会を募集したところ6士会が名乗りをあげて下さり、このたび日程を詰めることができ、開催が決定しましたので、お知らせいたします。

参加者の募集については、今後随時お知らせいたします。近隣の士会の方、次年度開催を検討したい方はぜひご参加いただくと良いかと思えます。

開催をしてくださる士会の方、ご応募ありがとうございます。今後準備を進めてまいりたいと思えます。

開催士会	日程
佐賀県	2018年8月4日－5日
宮城県	2018年8月18日－19日
新潟県	2018年9月15日－16日
千葉県	2018年10月27日－28日
兵庫県	2018年10月27日－28日
静岡県	2018年12月15日－16日

● 作業療法士総合補償保険制度について

作業療法士の会員については、協会費を納入すると、賠償責任保険と傷害総合保険がセットになった基本プランに自動的に加入していることはご存知でしょうか。この保険、とても使い勝手が広く、様々な状況に対応しています。今回のこの記事は、保険を宣伝する目的ではなく、みなさんがもし事故等に合われてしまった場合に備えて、その存在を周知するためのものです。

特別支援教育への取り組みにおいて、外部専門家として学校に訪問する場合、職場の業務として行かれている方も、休暇をとりご自分の時間を使って行かれている方もいらっしゃると思えます。もし、何らかの事故が生じてしまったり、けがをしてしまった場合、所属の施設で用意している保険で対応

が可能であればよいですが、まかなえない場合は、この保険の適応が考えられます。

この保険は、協会員は全員加入ですので、会費が支払われるのと同時に加入となっています。ただし、当然ですが、その年度の会費が支払われてからの加入になります。6月15日までに会費が支払われていれば、7月1日から翌年の6月30日まで、100%カバーされます。もし、6月15日を過ぎてからの会費支払いになると、その翌月の1日からの補償開始になり、空白期間が生じてしまいます。その間に何かあったら……。ぜひ、期日までに会費をお支払いください。

この保険制度のこと、近々に発行される協会誌に案内が同封されますが、ぜひ、会員の皆さんに周知いただき、皆さんが活動されるときに安心材料の一つとしていただけると良いかと思えます。

次号発行は6月頃を予定しています。